

浜松市食品衛生責任者養成講習会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成12年浜松市条例第55号。以下「条例」という。）に規定する食品衛生責任者について、その養成に関する講習会（以下「養成講習会」という。）の効率的かつ、円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

第2 講習会の指定

条例別表第1の第3の3の（1）の工の（ウ）に規定する市長が指定する講習会は、浜松市食品衛生協会の行う講習会とする。

第3 講習会の内容

養成講習会の講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。

科 目	時 間
公衆衛生学	1 時間
衛生法規	2 時間
食品衛生学	3 時間

第4 受講対象

養成講習会の受講者は、新規営業許可申請時、条例に定める食品衛生責任者となり得る資格を有さない者とし、営業開始前に講習を受講させるものとする。なお、講習会の開催回数等の関係で営業許可申請中に受講できない場合は、誓約書（第1号様式）を提出させるものとする。

第5 受講免除

次の者については、市長が同等以上の知識を有すると認め、養成講習会の受講を免除することができる。

- （1）浜松市食品衛生推進員
- （2）浜松市食品衛生指導員
- （3）平成7年7月11日付衛食第131号厚生省通知にある科目及び時間の講習会を受講した者

第6 講習会開催計画

養成講習会の開催を計画するにあたっては、開催場所、開催回数及び会場当たりの受講者数等について、受講者の利便を考慮し計画を立てるものとする。

第7 講師

養成講習会の講師は、食品衛生監視員として10年以上食品衛生業務に携わった者で、食品衛生の向上に強い意欲と関心をもっている者とする。

第8 講習会終了報告

養成講習会を実施した者は、講習会終了後に講習会修了書（第2号様式）を保健所長に提出するものとする。

第 9 修了証

養成講習会を実施した者は、受講修了者に修了証（第 3 号様式）を交付するものとする。

第 10 受講料

受講料は、教材費、会場費等講習会開催に要する直接経費の範囲内で浜松市食品衛生協会が定める額とする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)
〒
申請者 _____
TEL
氏名(名称及び代表者名)

営業所 所在地
〒
浜松市
TEL
屋号

食品衛生法第 50 条第 2 項の規定に基づく、浜松市食品衛生法の施行に関する条例(平成 12 年浜松市条例第 55 号)第 2 条の規定により施設ごとに食品衛生責任者を置くこととされていますが、下記の者は食品衛生責任者の資格を持たないため、次の食品衛生責任者養成講習会を必ず受講することを誓約いたします。

なお、万が一受講しなかった場合は、同法第 50 条第 3 項違反により、同法第 55 条に基づく処分(営業許可の取消等)を受けても異存ありません。

記

食品衛生責任者予定者

〒
住所 _____

フリガナ
氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____

注意：すでに、食品衛生責任者の資格(調理師・製菓衛生師・栄養士等の免許、食品衛生責任者養成講習会の修了証)をお持ちの方が食品衛生責任者となる場合は、この書類を提出する必要はありません。

第 2 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

講習会終了報告書

食品衛生責任者養成講習会実施要綱第 8 の規定により、次のとおり報告します。

記

1 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間

2 受講者等

開催年月日	開催場所	受講者数

備考 受講者名簿を添付すること。

第 3 号様式

修 了 証

氏名

生年月日

上記の者は浜松市食品衛生法の施行に関する条例第 2 条の基準に規定する浜松市長が指定する講習を修了したことを証明する

年 月 日

講習会主催者

名 称

代表者氏名

印